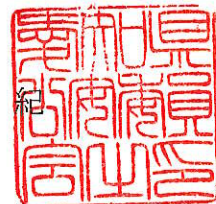


愛知県公安委員会告示第9号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり東海市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和8年5月18日

愛知県公安委員会委員長 中尾友和



1 合意した者

- (1) 知多乗合株式会社
- (2) 東海市
- (3) 中部運輸局
- (4) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、東海市が管理する次の表に掲げる停留所とする。

停留所名	所在地
荒尾 (らんらんバス名和線 系統1)	東海市荒尾町中屋敷11番地1

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
東海市	道路運送車両法の規制対象外となる市役所車両による無償輸送	東海市共催事業 令和8年度平洲祭

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。